

産業構造審議会 活動報告書

平成 18 年 8 月 1 日

目次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	3
開催状況	3
答申・報告書等	3

組織の変更

地域経済産業分科会	7
貿易経済協力分科会	8
産業技術分科会	10
情報経済分科会	15
割賦販売分科会	18
新成長政策部会	19
知的財産政策部会	21
通商政策部会	22
化学・バイオ部会	23
サービス政策部会	26

答申・報告書等

貿易経済協力分科会	28
産業技術分科会	29
航空機宇宙産業分科会	32
車両競技分科会	35
伝統的工芸品産業分科会	38
情報経済分科会	39
割賦販売分科会	46
基本政策部会	47
新成長政策部会	48
知的財産政策部会	51
産業金融部会	55
通商政策部会	56
環境部会	58
化学・バイオ部会	62
サービス政策部会	64
流通部会	66

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は現在10の分科会と10の部会、46の小委員会および32のワーキンググループ（WG）等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について調査審議を行っている。

特に直近の一年間では、1の部会、8の小委員会、7のWG等が新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等は次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も日々変化する我が国経済の新たな課題について活発な審議を行っている。

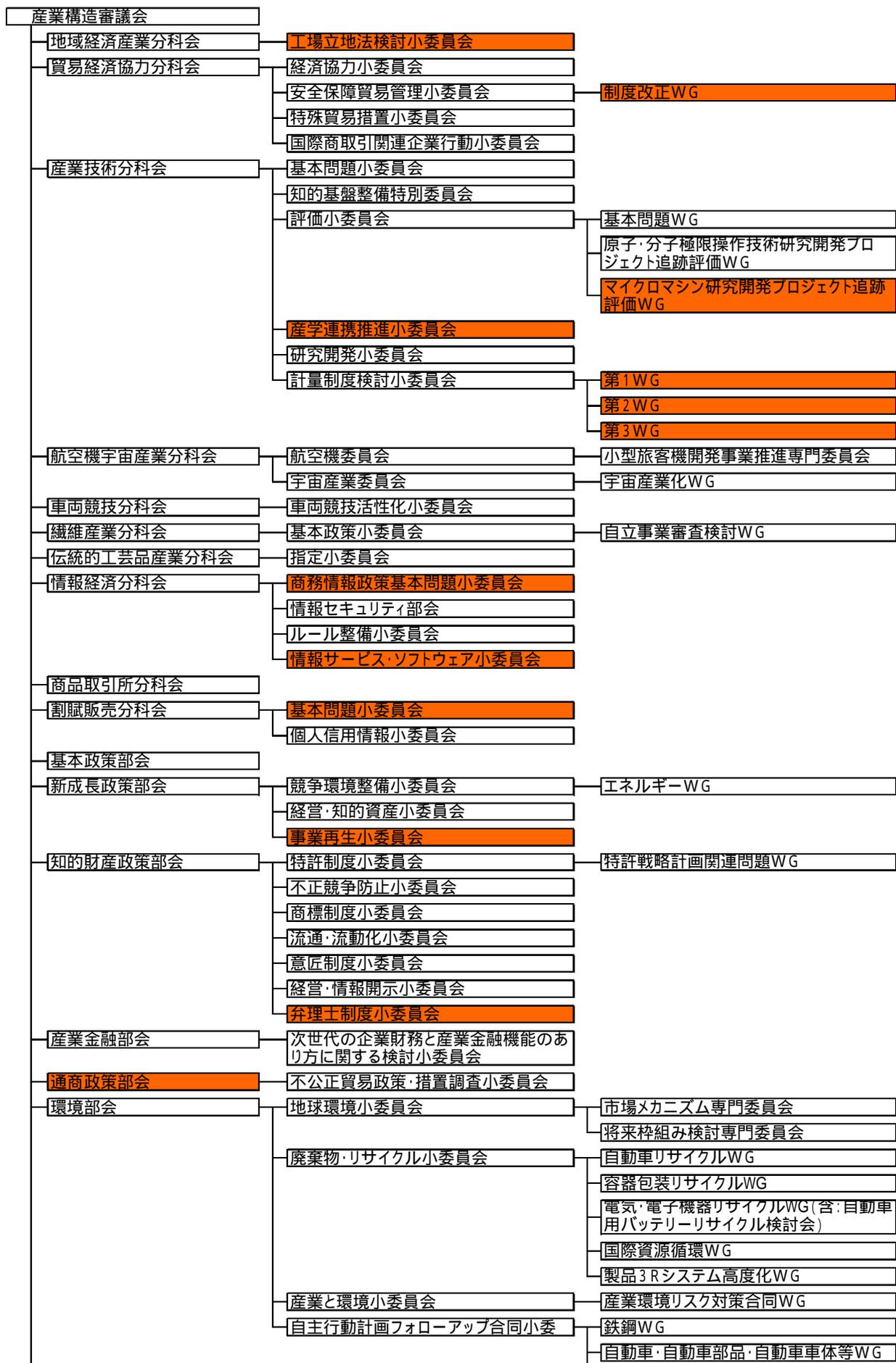
開催状況

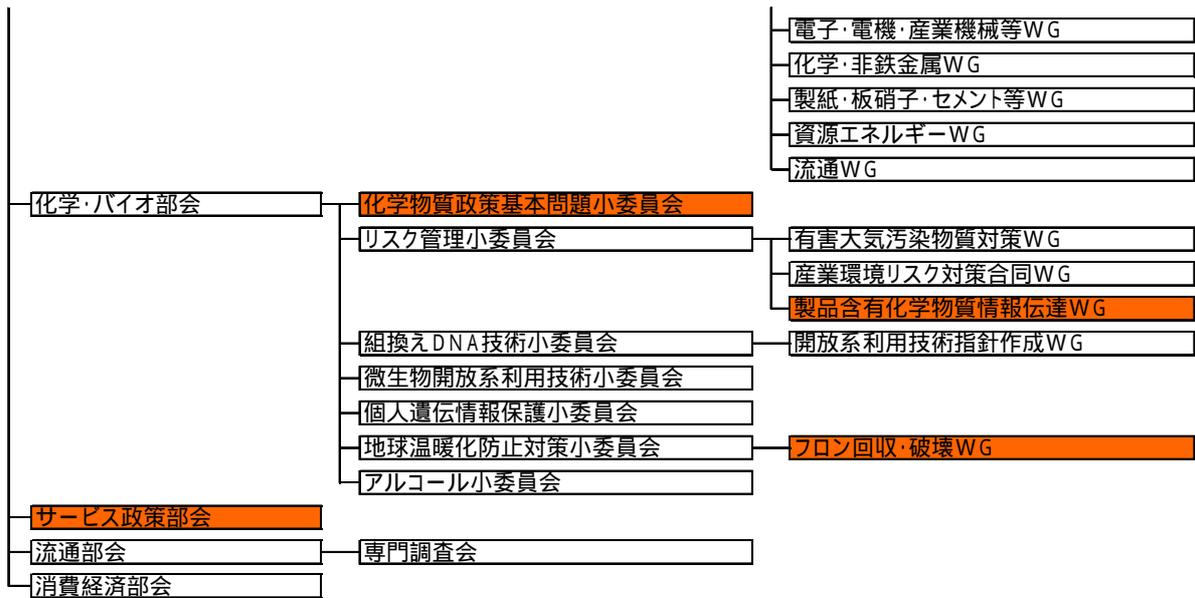
直近の一年間で、総会1回、分科会/部会38回、小委員会等109回、ワーキンググループ等88回、総計235開催されており、開催状況・議事要旨は随時、経済産業省のホームページにおいて広く公開されている。

答申・報告書等

直近の一年間に35件の答申・報告書等のとりまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図 産業構造審議会の組織(平成18年8月1日現在)





:新設された組織
 通商政策部会は名称変更

組織の変更

地域経済産業分科会

「工場立地法検討小委員会」(平成18年2月設立)
小委員長：和田正武(帝京大学経済学部教授)

設立趣旨

工場立地法は、事業者が工場を新增設する際には、国が定める準則に基づき、敷地面積の中に一定割合以上の緑地を確保しなければならないこと等を定めている。

地方分権の流れの中、平成9年に工場立地法を一部改正し、それまで国が定めていた全国一律の緑地面積率等の基準に代えて、この基準幅を拡大した基準(区域区分基準)の範囲内において、都道府県及び政令市が条例で地域に合った緑地面積率等の基準を設定することが可能になる等の措置を講じたところである。

しかしながら、その後、当該措置を活用し、地域準則を設定している地域は1都4県3政令市(平成18年3月現在)に留まっている中で、地域再生提案及び構造改革特区提案において、コンビナート全体を1つの工場とみなして規制を適用する措置や工場が森林等の中に存在するような場合の規制の適用緩和措置など複数の要望が提出された。

このため、これらの要望に対し、経済産業省として対応を検討することが必要となってきた。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会地域経済産業分科会の下に工場立地法検討小委員会を設置し、従来全国一律の緑地面積率等の基準しか規定していなかった工場立地法の準則に、地域限定で適用される緑地面積率等の基準を追加することの可否等を審議する。

検討事項

工場立地法の国の準則に地域限定の基準を追加する対応について

工場立地法の運用による工場緑化の成果及び今後の工場立地や規制のあり方について

審議スケジュール

第1回 平成18年3月1日 自治体の要望を踏まえた当面の準則改正について

第2回 平成18年3月7日 自治体の要望を踏まえた当面の準則改正について

貿易経済協力分科会

「安全保障貿易管理小委員会 制度改正WG」(平成18年4月設立)

座長：山本武彦(早稲田大学 政治経済学部教授)

設立趣旨

2001年の米国同時多発テロ以降、テロ組織による大量破壊兵器等の開発・使用に対する懸念が高まる一方、大量破壊兵器関連貨物の迂回調達の巧妙化等を背景に、懸念国への大量破壊兵器の拡散等に対する国際的な懸念がますます高まってきており、近年、国連安全保障理事会において大量破壊兵器等の不拡散等に関する決議(国連安保理決議1540^{注1})が採択されたほか、G8首脳会合におけるテロ対策声明^{注2}等、大量破壊兵器等の拡散防止に向けた国際的取組が強化されているところ。また、最近、外為法違反容疑事案が続いており、輸出管理の一層の実効性向上が求められているところ。

このような状況を踏まえて、国際的合意を早期に履行し、制度の一層の整備、執行強化を通じて我が国企業の製品・技術が大量破壊兵器等の開発等に使われることを適切に阻止するとともに、アジア諸国等の輸出管理体制整備に向けて協力していくことは、国際的責務である。

このような観点から、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会に制度改正ワーキンググループを設置し、安全保障貿易管理制度に係る諸問題の検討を行うものとする。

(注1) 国連安保理決議1540

平成16年4月28日採択。非国家主体に大量破壊兵器等が拡散する脅威に国際社会が対応する基盤を提供。

(注2) G8首脳会合におけるテロ対策声明

平成17年7月8日、グレンイーグルスで発出。テロによる脅威の削減のための取組の強化につき一致。

検討事項

- (1) 国連安全保障理事会決議1540に係る国内措置の在り方
- (2) テロリズム防止に係る安全保障貿易の在り方
- (3) 大量破壊兵器等関連貨物に係る迂回輸出等への対応の在り方
- (4) ワッセナー・アレンジメント合意による通常兵器キャッチオール規制に係る国内措置の在り方
- (5) 大量破壊兵器等関連技術の移転に係る対応の在り方
- (6) 外為法違反行為に係る対応の在り方

審議スケジュール

第1回 平成18年 4月27日

第2回 平成18年 5月15日

第3回 平成18年 6月 1日

第4回 平成18年 6月15日

産業技術分科会

「評価小委員会 マイクロマシン研究開発プロジェクト追跡評価WG」(平成17年9月設立)

座長：菊池純一(青山学院大学教授)

設立趣旨

追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトが社会に与えた効果やインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行うものである。

平成3年度から平成12年度にかけて実施された「マイクロマシン研究開発プロジェクト」は、複雑な装置を分解することなしにプラント等の機器の狭小部の内部を自律的に移動しメンテナンス作業を行う等の機械システムを開発するために実施されたものであり、事後評価では、要素技術については、今後実用化に至る可能性は高く、波及効果も期待できると評価されている。開発対象技術の先進性に加え、その成果は様々な技術の発展に大きく関連しているものと考えられる。

このため、平成17年度の追跡評価の対象として、「マイクロマシン研究開発プロジェクト」を取り上げ、以下のWGを設置し、検討を行うこととした。

検討事項

対象プロジェクト(「マイクロマシン研究開発プロジェクト」)の追跡評価を実施した。

審議スケジュール

第1回 平成17年12月22日 追跡調査結果の報告

第2回 平成18年 3月 9日 追跡評価報告書(案)の審議

「産学連携推進小委員会」(平成18年2月設立)

小委員長：梶山千里(九州大学総長)

設立趣旨

我が国の産業競争力を向上し、持続的経済発展を達成する上で、大学を含めた我が国のイノベーションシステムを強化することが求められている。こうした中、平成10年以降、TLOや知財本部の設立など大学の産学連携機能を強化するための制度・体制整備が進められてきた。また、平成16年には、国立大学の法人化を進めることにより、大学の競争力を高める上で大学自身が主体的に行動を取ることができるよう制度整備が進められた。これを機に大学と産業界を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、産学間の共同研究・委託研究や技術移転活動は大幅に進展してきている。

一方で、近年は大学活動の研究面のみならず人材育成面における産学連携に対する期待も高まりつつあるなど、大学のあらゆる面での機能に対する社会のニーズが高まってきている。このような中で、大学と産業界がイコールパートナーとして円滑に連携を進めていくためには、一層の相互理解が必要である。

そこで、これまでの各種施策及びその効果について検証するとともに、今後の産学連携の在り方や施策の方向性について議論頂くことを趣旨とし、産学連携推進小委員会が設置された。

検討事項

- (1) 研究面における産学連携の在り方
技術移転の一層の促進、及び競争的研究環境の整備のためにはどのような施策が効果的か。
- (2) 教育面における産学連携の在り方
産業界の人材ニーズを踏まえ、実践的な人材の育成を促進するためにはどのような方策をとるべきか。
- (3) その他

審議スケジュール

- | | | |
|-----|------------|--------------------------------|
| 第1回 | 平成18年2月13日 | 産学連携を巡る現状と課題 |
| 第2回 | 平成18年4月20日 | 研究面における産学連携のあり方 |
| 第3回 | 平成18年5月30日 | 大学発ベンチャー及び
人材育成における産学連携のあり方 |
| 第4回 | 平成18年6月20日 | これまでの議論の整理案 |
| 第5回 | 平成18年8月8日 | これまでの議論の整理報告(予定) |

「計量制度検討小委員会 第1WG」(平成17年8月設立)

座長：飯塚幸三(社団法人日本計量振興協会会長)

設立趣旨

平成17年7月22日に経済産業大臣から「新しい計量行政の方向について」の諮問を受け、科学技術の進歩、安全・安心に対する国民の関心の高まり、ものづくりを中心とした産業競争力の向上における正確な計量の重要性の高まりなどに配慮しつつ、適正な計量の実施の確保を司る計量法を中心とする我が国の計量行政の在り方及び新しい計量行政の方向全般について審議を進めるべく、産業構造審議会産業技術分科会及び計量行政審議会の下に合同の小委員会(計量制度検討小委員会)及び3つのワーキンググループを設け、特に計量法を中心とした計量制度の中で、計量法で規制の対象とする計量器(特定計量器)の検討及び特定計量器の規制方法である検査・検定制度の検討を行うため、計量制度検討小委員会第1WGが設置された。

検討事項

(1) 規制の対象とするべき計量器の検討

現行対象機器の問題点、検討の方向性

(2) 規制方法

現行規制の現状と問題点、規制の新たな方向、具体的方針

審議スケジュール

第1回	平成17年	9月	5日	第1WGの審議の進め方について等
第2回	平成17年	10月	27日	第1WGに関する主要論点整理について
第3回	平成17年	11月	30日	第1WGの方向性(骨子案)等
第4回	平成18年	2月	13日	関係者ヒアリング(計量器製造事業者、検査機関、(電力量計))等
第5回	平成18年	3月	8日	関係者ヒアリング(計量器使用事業者、検査機関(地方公共団体))等
第6回	平成18年	4月	4日	第1WGの報告書(案)について 等

「計量制度検討小委員会 第2WG」(平成17年8月設立)

座長：宮下正房(東京経済大学副学長)

設立趣旨

平成17年7月22日に経済産業大臣から「新しい計量行政の方向について」の諮問を受け、科学技術の進歩、安全・安心に対する国民の関心の高まり、ものづくりを中心とした産業競争力の向上における正確な計量の重要性の高まりなどに配慮しつつ、適正な計量の実施の確保を司る計量法を中心とする我が国の計量行政の在り方及び新しい計量行政の方向全般について審議を進めるべく、産業構造審議会産業技術分科会及び計量行政審議会の下に合同の小委員会(計量制度検討小委員会)及び3つのワーキンググループを設け、特に計量法を中心とした計量制度の中で、商品量目制度や適正計量管理事業所制度の検討を行うため、計量制度検討小委員会第2WGが設置された。

検討事項

(1) 商品量目制度

現行制度の現状と問題点、検討の方向性

(2) 適正計量管理事業所制度

現行規制の現状と問題点、今後の方向

審議スケジュール

第1回	平成17年	9月	9日	第2WGの審議の進め方について等
第2回	平成17年	10月	18日	第2WGに関する主要論点整理等
第3回	平成18年	11月	28日	第2WGの方向性(骨子案)等
第4回	平成18年	4月	12日	第2WGの報告書(案)について等

「計量制度検討小委員会 第3WG」(平成17年8月設立)
座長：今井秀孝(独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター顧問)

設立趣旨

平成17年7月22日に経済産業大臣から「新しい計量行政の方向について」の諮問を受け、科学技術の進歩、安全・安心に対する国民の関心の高まり、ものづくりを中心とした産業競争力の向上における正確な計量の重要性の高まりなどに配慮しつつ、適正な計量の実施の確保を司る計量法を中心とする我が国の計量行政の在り方及び新しい計量行政の方向全般について審議を進めるべく、産業構造審議会産業技術分科会及び計量行政審議会の下に合同の小委員会(計量制度検討小委員会)及び3つのワーキンググループを設け、特に計量法を中心とした計量制度の中で、計量標準の供給とトレーサビリティの確保および特定計量証明事業を含む環境計量証明事業について検討を行うため、計量制度検討小委員会第3WGが設置された。

検討事項

- (1) 国家計量標準機関の位置づけの明確化
- (2) 準国家計量標準制度(仮称)の創設
- (3) 特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の改善

審議スケジュール

第1回	平成17年	9月	1日	第3WGの審議の進め方について等
第2回	平成17年	9月	28日	関係者ヒアリング(指定校正機関及び業界関係)等
第3回	平成17年	10月	6日	関係者ヒアリング(JCSS認定機関及び登録(認定)事業者)等
第4回	平成17年	10月	26日	関係者ヒアリング(研究機関等)等
第5回	平成17年	11月	2日	関係者ヒアリング(標準ユーザー)等
第6回	平成17年	11月	15日	関係者ヒアリング(環境計量証明事業者関係)等
第7回	平成17年	12月	2日	第3WGの方向性(骨子案)等
第8回	平成18年	3月	10日	第3WGの報告書案の審議
第9回	平成18年	4月	14日	第3WGの報告書案の審議

情報経済分科会

「商務情報政策基本問題小委員会」(平成17年9月設立)
委員長：野村豊弘(学習院大学法学部教授)

設立趣旨

情報化、ネットワーク化が進展し、クレジットカードなどの利用が急速に広がる中で、今日の経済生活、事業活動、経済取引におけるさまざまな情報の流通や活用が、経済社会の利便性を高め、新たな価値やイノベーションを生み出す基盤となっている(「情報経済社会」)。

一方、最近では、事業活動上は適法に入手された情報の管理の不備やこれらの情報の不適切な流出による消費者トラブル・被害の発生、フィッシングなどによって不正に取得された情報に基づく経済的被害の発生など、経済生活での悪影響が国民や企業にとって現実の問題となるなど、わが国の国民の経済生活における安心と安全に対する脅威や不安が高まっており、これら脅威や不安を低減していくことが喫緊の課題となっている。

このため、これらの課題に対し、政府・事業者・個人のそれぞれに期待される基本的役割及び取り組むべき方策について、利用者・消費者の視点から包括的かつ集中的に検討すべく、商務情報政策基本問題小委員会を設置した。

検討事項

利用者・消費者の視点から以下の点について検討を行う。

「情報経済社会」の課題の整理

「安心・安全な情報経済社会」の実現に向けた政府・事業者・個人それぞれの役割の整理

リスク低減と事後リカバリーシステムの両面からの具体的方策の検討

審議スケジュール

- 第1回 平成17年10月21日
- 第2回 平成17年12月 5日
- 第3回 平成17年12月21日
- 第4回 平成18年 2月 2日
- 第5回 平成18年 3月 2日

「情報サービス・ソフトウェア小委員会」(平成17年8月設立)

小委員長：村上輝康(株式会社野村総合研究所理事長)

設立趣旨

2005年4月に発表された産業構造審議会情報経済分科会の報告を受け、特に情報サービス・ソフトウェア産業の競争力強化に向けて、政府、産業界、大学等が取り組むべき課題を整理し、アクションプランを作成する。

具体的には、我が国のソフトウェアビジネス・情報サービスビジネスの現状について、世界及び我が国の市場動向の分析、企業動向の分析、技術動向の分析、イノベーションの動向等の観点から整理を行った上で、情報サービス・ソフトウェア提供企業及びソフトウェア高度利用企業の競争力強化のシナリオ及び必要な産業構造の変革について検討を行う。

これらの検討を踏まえた上で、情報サービス・ソフトウェア提供企業に求められる取組、ソフトウェア高度利用企業に求められる取組、政府に求められる取組及び大学等の教育・研究機関に求められる取組を提言する。

検討事項

・情報サービス・ソフトウェア産業の現状(総論)

1. 市場動向の分析(世界、日本)
2. 企業動向の分析(世界、日本)～典型的勝ちパターンの分析
3. 技術動向の分析(世界、日本)～そもそも「ソフトウェア技術」とは?
4. 以上を踏まえたコモディティ化の動向、レントの動向の分析、イノベーションの動向

・情報サービス・ソフトウェア産業の復活へのシナリオ(総論)

1. 求められる産業構造
2. ソフトウェア企業復活へのシナリオ
3. ソフトウェア高度利用企業の競争力強化のシナリオ

・復活に向けた具体的取組(各論)

1. ソフトウェア企業に求められる取組
2. ソフトウェア高度利用企業に求められる取組
3. 政府に求められる取組
4. 大学に求められる取組

審議スケジュール

第1回 平成17年 8月31日

第2回 平成17年11月 4日

第3回 平成17年12月20日

第4回 平成18年 2月 2日

第5回 平成18年 3月 1日
第6回 平成18年 3月29日
第7回 平成18年 4月24日
第8回 平成18年 5月18日

割賦販売分科会

「基本問題小委員会」(平成17年11月設立)

小委員長：野村豊弘(学習院大学法学部教授)

設立趣旨

近年、クレジット取引は急速に拡大し、平成16年で民間最終消費支出の13%強を占めるに至り、支払い手段として国民経済に重要な役割を担うに至っている。また、インターネットを利用した商取引が拡大する中で、インターネット商取引におけるクレジットカードの利用も拡大してきている。このような環境変化を踏まえ、消費者の安心安全を確保する観点から、クレジット取引の適正化に対応した環境を整備するため、課題と今後の対応について、検討を行う基本問題小委員会が設置された。

検討事項

クレジットカード情報漏えい対策・不正利用対策について

個人信用情報機関の利用と保護に係る環境整備について

クレジット取引に係る課題と論点整理について

審議スケジュール

- | | | |
|------|-------------|------------------------------|
| 第1回 | 平成17年11月14日 | クレジット取引及び個人情報に係る諸問題について |
| 第2回 | 平成17年11月30日 | 情報漏えい対策、個人信用情報機関に係る環境整備 |
| 第3回 | 平成17年12月22日 | 各個人信用情報機関からのヒアリング |
| 第4回 | 平成18年1月25日 | 情報漏えい対策、個人信用情報機関の在り方
論点整理 |
| 第5回 | 平成18年2月10日 | 情報漏えい対策の論点整理、個人信用情報機関の対策 |
| 第6回 | 平成18年2月27日 | 中間とりまとめの骨子(案)クレジット取引の
論点 |
| 第7回 | 平成18年3月23日 | とりまとめ(案)クレジット取引の論点 |
| 第8回 | 平成18年4月19日 | 取引の適正管理及びクレジットカード取引 |
| 第9回 | 平成18年5月24日 | クレジット取引に係る課題と論点整理について
(案) |
| 第10回 | 平成18年6月7日 | とりまとめ(案) |

新成長政策部会

「事業再生小委員会」(平成18年1月設立)

小委員長：須藤英章(東京富士法律事務所 弁護士、日本大学法科大学院 教授)

設立趣旨

我が国の産業競争力を高めるためには、我が国の経営資源の新陳代謝機能を高め、企業や個人が事業の失敗から早期に再生していくための環境整備が必要である。

これまでも累次の倒産法改正などの事業再生を巡る環境整備、産業再生機構の設立など金融と産業の一体再生を行うための緊急的措置が取られてきた。その結果、主要銀行の不良債権比率は8.4%(平成14年3月)から2.4%(平成17年9月)に低下したが、地域金融機関においては依然として5.2%(平成17年9月)と比較的高い状況にある。

そのため、当省においては、平成16年12月、「企業活力再生研究会」を設置し、平時における事業再生メカニズムの確立及び地方・中小企業の再生の問題について検討を行い、平成17年5月には中間とりまとめを行った。その中で、私的整理の円滑化や私的整理と法的整理との連続性を確保する仕組みについて更なる検討を行う必要があると指摘された。

また、平成17年11月、「私的整理に関するガイドライン研究会」(事務局：経団連・全銀協)の報告書の中でも、早期事業再生を定着させ発展させるために利害関係者の調整を円滑化させる何らかの方策の立法化が望まれており、今後の関係省庁や実務家や学界などの議論に期待するとされた。

こうしたことから、民間主体の自律的な事業再生メカニズムをいち早く構築するべく、早期事業再生の円滑化への仕組みづくりを集中的に検討するため、産業構造審議会新成長政策部会の下に事業再生小委員会が設置された。

検討事項

私的整理の円滑化のための仕組み

- ・ 私的整理の円滑化のための仕組みについて、債権者調整の在り方、プレDIPファイナンスの有効性などについて検討。

私的整理と法的整理の連続性を確保するための仕組み

- ・ 私的整理段階での債権者調整の過程などが法的整理でも保護・尊重されるような仕組みについて検討。

今後の新たな制度的課題の検討の枠組み

- ・ 新たな制度的検討の枠組みとして、学者、法曹界等の有識者による事業再生制度研究会を法務省と共同で設置することを提言。

審議スケジュール

- 第1回 平成18年1月23日 事業再生の円滑化のための対応策
- 第2回 平成18年2月26日 事業再生の円滑化のための対応策

知的財産政策部会

「弁理士制度小委員会」(平成18年2月設立)
小委員長：中山信弘(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

設立趣旨

弁理士法については、平成12年に全面改正が行われ、平成13年1月6日から施行されたところである。

同法附則第13条では、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことを規定している。

このため、改正弁理士法の施行状況に関し、幅広い観点から検討を行う必要があるため、弁理士制度小委員会が設置された。

検討事項

- 弁理士試験のあり方について
(試験科目への条約科目の復活、試験免除における法科大学院及び専門職大学院修了者の取扱い等)
- 弁理士研修制度のあり方について
(弁理士登録前研修の義務化等)
- 弁理士法に規定する業務について
(外国出願関連業務の明記、特定不正競争等の業務範囲の見直し等)
- 弁理士事務所のあり方について
(特許業務法人制度、弁理士事務所の補助員)
- 日本弁理士会に係る問題について
(弁理士情報公開のあり方、日本弁理士会の強制加入制度)
- 弁理士法の運用について
(知的財産部門の分社化、利益相反規定(法第31条))
- その他

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------|---------------------------------|
| 第1回 | 4月21日 | 改正弁理士法の施行状況、弁理士制度に対する各団体意見等 |
| 第2回 | 6月16日 | 弁理士試験・研修制度、弁理士法に規定する業務 |
| 第3回 | 7月12日 | 弁理士事務所のあり方、日本弁理士会に係る問題、弁理士法の運用等 |
| 第4回 | 9月19日 | 各検討項目についての改正の方向性等 |
| 第5回 | 10月中旬 | まとめ(各論)、パブリックコメント等 |
| 第6回 | 12月上旬 | パブリックコメントの結果、まとめ(最終答申)等 |

通商政策部会

「通商政策部会」(平成17年8月名称変更)

部会長：御手洗 富士夫(キヤノン株式会社代表取締役会長)

名称変更趣旨

WTOラウンド・紛争に係る諸問題に加え、二国間経済連携など多層的通商政策に関する重要事項を討議するため、「WTO部会」から「通商政策部会」に名称変更をした。

【名称変更】

1994年～2005年 WTO部会
2005年～ 通商政策部会

検討事項

WTO新多角的貿易交渉(ドーハラウンド)の交渉状況について
現行ルール活用の意義及び紛争案件の協議状況について
経済連携交渉(FTA/EPA)の現状について
その他、通商問題の重要課題について

審議スケジュール

第1回 平成17年10月21日

WTOについて

- ・ 最近のWTO交渉
- ・ WTOルールの活用

FTA(自由貿易協定)交渉の現状の報告

第2回 平成18年2月21日

最近の通商政策の現状について

- ・ WTO交渉の進捗状況
- ・ 経済連携交渉の進捗状況

グローバル経済戦略について

第3回 平成18年3月23日

「グローバル経済戦略について」

その他

化学・バイオ部会

「化学物質政策基本問題小委員会」(平成18年5月設立)

小委員長：中西 準子(独立行政法人産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター長)

設立趣旨

昭和48年に制定された化学物質審査規制法は、新たに開発された化学物質の市場導入前の安全審査や有害物質の製造規制等を目的とした世界最初の化学物質規制法であり、米、EU等諸外国において同趣旨の規制法の整備が行われる契機となった。

その後、我が国においては、累次に亘る制度の見直しや新たな制度の制定等により、化学物質審査規制法に基づく市場導入前の事前審査規制等の高度化や、化学物質排出把握管理促進法に基づく排出把握管理等の自主管理の促進等が進められているものの、化学物質を巡る近年の環境変化に鑑み、改めて、直面している様々な課題への対応の在り方について整理を行うことが必要となっている。

これを受け、化学物質政策の今後の在るべき姿についての論点を整理するため、化学物質政策基本問題小委員会が設置された。

検討事項

化学物質管理政策の基本問題に関すること。

審議スケジュール

第1回	5月25日	目的説明・概論
第2回	6月26日	安全性情報の整備等
第3回	7月20日	リスク評価体制等
第4回	8月30日	情報伝達の仕組み等
第5回	9月下旬	リスク管理等
第6回	10月中旬	人材育成・基盤整備・リスクコミュニケーション・国際対応等
第7回	未定	化学物質管理の在るべき姿の整理

「リスク管理小委員会 製品含有化学物質情報伝達WG」(平成18年2月設立)

座長：渡辺正(東京大学生産技術研究所教授)

設立趣旨

我が国の産業競争力の源泉は、製品を構成する部品、材料間の相互最適状態を実現し得る部素材を産み出す川上・川下産業間の「擦り合わせ力」にある。しかしながら、エレクトロニクス、自動車等の組立型製品については、サプライチェーンが多岐に亘り長く、かつ、関連業種や業態、企業規模が多岐にわたること等から、サプライチェーン最上流の情報が正確に最下流まで伝達されない状況が生じたり、最終製品段階で必要としている情報の範囲がサプライチェーンを遡るに従って拡大解釈される結果、含有化学物質情報収集に過度なコスト負担を生じたりするなど、不必要に非効率な状況も生じつつある。

こうした状況を解消し、今後とも我が国の産業競争力を維持・強化していくためには、川上、川中、川下の各業種が相互に協力し、意思疎通を図ることにより、それぞれの適切な役割分担に応じて化学物質の適正な管理を実現しつつ、規律をもって化学物質情報を伝達していくことが必要不可欠であり、こうしたことから、産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会の下に「製品含有化学物質情報伝達WG」を設置する。

検討事項

- ・製品含有化学物質情報伝達に係る課題の整理
- ・製品含有化学物質情報に係る基本的指針の検討

審議スケジュール

- | | | |
|-----|------------|----------------------------------|
| 第1回 | 平成18年2月28日 | 製品含有化学物質情報伝達に係る現状と課題 |
| 第2回 | 平成18年4月7日 | 製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針に盛り込むべき事項の検討 |

「地球温暖化防止対策小委員会 フロン回収・破壊WG」(平成18年10月設立)

座長：中井 武(早稲田大学客員教授)

設立趣旨

平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出削減対策・施策として、「法律に基づく冷媒として機器に充てんされたHFCの回収等」が挙げられている。

特に業務用冷凍空調機器については、使用冷媒についてHCFCからHFCへの代替が進行している上、廃棄時のフロン回収率が3割程度にとどまっていることから、今後HFCの排出が急増することが見込まれるため、制度面の抜本的見直しを含めた回収率向上対策を講じることとされており、具体的には「業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を2008年度からの5年間平均で60%」という評価指標が設定されている。

これを受け、業務用冷凍空調機器に冷媒として充てんされているフロン類の回収率向上に関する事項等について検討を行うため、フロン回収・破壊WGが設置された。

検討事項

業務用冷凍空調機器に使用されている冷媒フロン類の廃棄時の回収率向上について

審議スケジュール

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(「フロン回収・破壊法」)の主務大臣は経済産業大臣及び環境大臣であり、平成13年の同法政省令等の検討に際しても合同開催としており、今回の検討も中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会」との合同開催としている。

- | | | | |
|-----|----------|-------|------------------------|
| 第1回 | 平成17年10月 | 7日 | 現状と課題について |
| 第2回 | 平成17年10月 | 20日 | 関係業界団体及び地方公共団体からのヒアリング |
| 第3回 | 平成17年11月 | 11日 | フロン類の排出抑制対策について |
| 第4回 | 平成17年12月 | 2日 | 合同会議報告(案)について |
| 第5回 | 平成18年 | 1月25日 | 合同会議報告取りまとめ |

サービス政策部会

「産業構造審議会サービス政策部会」(平成18年2月設立)
部会長：上原征彦(明治大学大学院教授)

設立趣旨

少子高齢化やサービス経済化が急速に進展する中で、近年、サービス産業は雇用・GDPの70%近くを占め、今後も更なる伸びが期待される。

一方、サービス産業は多様であるが、主要分野毎に各府省に分掌され、各々異なる規制体系の下で行政が行われてきた。このため、サービス産業全体を横断的にとらえ、分析するといった努力は残念ながらほとんどなされてこなかった。

しかし、我が国経済を維持していくためには、サービス産業が製造業とともに、経済成長の「双発のエンジン」としてその持続的発展を担っていくことが不可欠であり、そのためには、サービス産業を全体としてとらえ、政策課題等を抽出する努力が必要であると考えられる。

以上のような課題解決のために、横断的対応、分野別対応双方の観点から、対応策を打ち出す機会として、産業構造審議会サービス政策部会を設立した。

検討事項

- (1) サービス産業活性化の意義
- (2) サービス産業の現状と課題
- (3) 新産業創造戦略の深化
- (4) サービス政策の体系化

審議スケジュール

第1回 2月17日(金)

第2回 3月15日(水)

第3回 5月10日(水)

・中間とりまとめ

答申・報告書等

貿易経済協力分科会

「中間報告」(報告書)

安全保障貿易管理小委員会 制度改正WG(平成18年6月)

報告書の概要

国連安保理決議1540^{注1}のうち、「積替」、「仲介」については、現在も武器を対象に、外為法体系で規制が行われているため、同法の対象として規制することが適当。

国連安保理決議1540のうち、陸揚げを伴わない「寄港」、「通過」については、現行外為法の「貿易」規制には当たらないので、今後、規制の具体的対応については、関係省庁と連携をとりつつ検討。

テロリスト等向けの一般貨物(リスト規制以外のもの)禁輸措置を、国際協調のもとに行う必要が生じる可能性があることから、テロリスト等特定の者向けの輸出入規制ができるよう措置する必要がある。

大量破壊兵器等の迂回輸出の防止のため、悪質な輸出先、需要者(書類偽造、誓約書違反、不正輸出に密接に関与等)をリスト化して公表する等により注意喚起することが必要。

安全保障貿易に係る懸念4ヶ国向けの少額規制等は、撤廃・縮小する(漁船の少額特例も、悪用されたこともあり撤廃)。

(注1)

国連安保理決議1540

平成16年4月28日採択。非国家主体に大量破壊兵器等が拡散する脅威に国際社会が対応する基盤を提供。

産業技術分科会

「評価小委員会における評価報告書」(報告書)
評価小委員会

報告書の概要

産業技術分科会評価小委員会においては、平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業等の評価に係る審議を行ってきており、審議・了承された評価結果は評価報告書として取りまとめている。

直近(平成17年8月1日～平成18年7月31日)の評価小委員会(平成17年9月30日、平成18年5月22日、平成18年7月11日)では35件について審議、了承され、評価報告書として取りまとめた。

取りまとめた評価結果は、より効率的・効果的な研究開発の実施や資源配分の重点的・効率的配分等に反映することとしている。

なお、評価小委員会におけるこれまでの評価総数は164件となった。

また、評価小委員会では、研究開発プロジェクトが社会に与えたインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年を経たものを対象に、必要に応じて追跡評価を実施しており、上述の評価件数にはこれらも含んでいる。直近では、「原子・分子極限操作技術研究開発」及び「マイクロマシン研究開発プロジェクト」を取りあげて追跡評価し、審議・了承され、評価報告書として取りまとめた。

「今後の標準物質の供給体制について～新たな体制の構築に向けて～」(報告書)

知的基盤整備特別委員会 標準物質の供給体制のあり方に関するWG(平成17年10月)

報告書の概要

標準ガスや金属標準液といった標準物質を取り巻く環境や期待される役割が、近年における企業活動の国際化、技術進歩の急速な展開等を背景として急激に変化してきているため、標準物質の適切な供給体制について検討し、以下の報告書をとりとまとめた。

(1) 新たな供給体制のあり方

SIトレーサブルな標準物質の開発・維持・供給へ対応するため、我が国の中核的な国家計量標準機関であるNMIJが、SIトレーサブルな基準物質を開発し、指定校正機関へ供給することにより国際統合化を図る。

経済社会情勢の変化等にかんがみ、新しい標準物質の緊急的な整備・供給、より不確かさが小さな標準物質の供給等、社会的要請に対応した柔軟な供給体制を検討。

分析機関等のユーザーニーズが高い混合標準物質については、「化学的安定性」、「保存安定性」等の技術的知見が蓄積してきたことにかんがみ、速やかに供給を開始する。

校正事業者の登録申請については、化学的特性等を勘案して登録対象品目のグループ化等を図り、合理的かつ効率的な認定の実現に向けて、関係者間で認定条件等を議論する。

バイオテクノロジー・臨床分野等の新たな分野においては、NMIJのほか技術的ポテンシャルを持つ外部の機関の参加も得て、我が国全体として標準物質の供給を行うために果たすべき役割・機能等を整理する。この際、協力機関が国際相互承認を得る必要があれば、NMIJを補完する機関としてdesignated-NMIと位置づける。

民間団体等の標準物質の活用方法及び、我が国の総力をあげた開発・供給の方策を検討する。

(2) 将来に向けての課題

標準物質の整備についても、国際的な役割分担による迅速な開発が必要。特に、アジア太平洋地域において、我が国が中心となり標準物質整備を進めていくことが極めて重要であり、そのための方策を検討すべき。

標準物質のトレーサビリティの質に対する認識の向上のため、例えば、JIS・試験所認定を通じた標準物質に対する理解と支援を得るための方法を検討すべき。

「計量制度検討小委員会報告書」(報告書)
計量制度検討小委員会(平成18年4月)

報告書の概要

平成17年7月22日に経済産業大臣から「新しい計量行政の方向について」の諮問を受け、科学技術の進歩、安全・安心に対する国民の関心の高まり、ものづくりを中心とした産業競争力の向上における正確な計量の重要性の高まりなどに配慮しつつ、適正な計量の実施の確保を司る計量法を中心とする我が国の計量行政の在り方及び新しい計量行政の方向全般について、約1年間にわたり審議を重ねてきた。

この間、検討事項が極めて広範にわたることから、産業構造審議会産業技術分科会及び計量行政審議会の下に合同の小委員会(計量制度検討小委員会)及び3つのワーキンググループを設けて、それぞれ専門的な立場から集中的に審議を進める一方、これらの審議に当たっては、海外調査等の実態調査や関係者に対するヒアリングやアンケート調査を実施する等、極力実情の把握に努め、計量行政全般にわたる審議の結果として、今後あるべき計量行政の基本的方向をとりまとめた。

序文

第1 計量の基準と計量標準の供給

1. 計量単位

(1) 計量単位の規定

(2) 計量単位のSI化(非法定計量単位に対する規定)

2. 計量標準の開発・供給

(1) 計量標準の開発・供給体制

(2) JCSS(計量標準供給制度)

第2 適正な計量の実施の確保

1. 計量器の規制(検査・検定制度)

(1) 規制の対象とすべき計量器

(2) 計量器の規制の方法

2. 計量証明の事業

(1) 計量証明事業の改善

(2) 特定計量証明事業の改善

3. 商品量目制度の着実な運用及び自主的な計量管理の推進

(1) 商品量目制度の着実な運用

(2) 適正計量管理事業所制度

(3) 計量士の活用

(4) 情報提供による計量の普及啓発

おわりに

航空機宇宙産業分科会

「小型旅客機開発事業推進専門委員会 中間報告」(報告書)
航空機委員会 小型旅客機開発事業推進専門委員会(平成18年6月)

報告書の概要

1. はじめに

- ・ 小型旅客機開発・事業化の意義(航空機産業は戦略産業であり、その一層の発展のためには全機開発・事業化の成功が不可欠、現在は再挑戦の絶好の機会)
- ・ 小型旅客機開発の実施体制(主幹事会社は三菱重工業。富士重工業、日本航空機開発協会が協力)
- ・ 専門委員会の役割(資金リスク分散や知見の提供等における、関係者の役割分担を通じた事業環境整備)

2. 小型旅客機開発の現状

(1) 計画変更

- ・ 平成17年9月、以下の市場環境の変化により、機体サイズを当初開発予定の30~50席クラスから70~90席クラスに変更。
 - 米国エアラインの経営悪化、燃料費高騰、パイロットスコープクローズの緩和見込み等から70席以上の市場拡大が想定されること
 - 羽田空港再拡張に伴い国内エアラインによる100席以下のリージョナル・ジェットに対するニーズが高まる可能性が想定されること
- ・ また開発・販売資金確保等に関する検討を深化させるため、スケジュールも当初より4年間延長。平成19年度末に事業化の可否を判断し、事業化が可能と判断された場合には、平成23年度に飛行実証試験、平成24年度に市場投入の予定。

(2) 開発の現状

- ・ 平成17年度に機体諸元、外形形状等を基本設定、顧客評価中。
- ・ 運航経済性と客室快適性を両立させた機体コンセプトは欧米エアラインも評価
- ・ VaRTMによる実大尾翼の試作が成功する等技術開発も順調に推移

3. 小型旅客機開発事業推進に当たっての今後の検討課題

(1) 事業化に向けて取り組むべき事項

受注の獲得

- ・ 世界市場での受注獲得 機材コスト低減及び安定的・低コストでのカスタマーサポートの提供 中古機市場での資産価値向上 更なる受注獲得という好循環を構築すべきこと

- ・ 事業者は経済性、環境適合性、客室快適性、安全性等で競合機に対する機材の優位性を確立すべきこと
- ・ 事業者は販売・営業活動を一層強化すべきこと
- ・ 事業者は、羽田空港の再拡張に伴う国内エアラインからのビジネスチャンスを逃さぬよう開発の前倒しに向けた努力や、エアラインの機材導入時期と市場投入時期に差異がある場合には、その差異を埋める対応策を早急に検討すべきこと

開発資金の確保

- ・ 開発面、量産面、販売面でのリスク分析を行い、これらのリスクを事業者だけでなく、リスクに応じて多くの参加者に負担を求めやすいファイナンススキームを構築すべきこと
- ・ 平成18年夏頃までにファイナンススキームの基本的な考え方を策定すべきこと

販売資金の確保

- ・ 海外エアラインに対して他国と同等の条件でファイナンスするために、付保率、保険料率等で他国と遜色ない貿易保険制度を構築すべきこと

販売・営業活動の強化

カスタマーサポート体制の構築

資産価値の向上

その他（エンジン・主要装備品の検討、生産体制の構築）

（2）国の果たすべき役割

- ・ 一機種だけでなく長期的観点に立った積極的・継続的支援の実施
- ・ 小型旅客機開発の意義・重要性の国民への説明、関係者間の意見調整
- ・ 開発リスク低減のための財政支援、販売ファイナンス等事業面でのリスク軽減方策の検討
- ・ 開発された小型旅客機の官需機としての積極的活用
- ・ 型式証明審査のための体制の強化、大都市圏空港等のインフラ整備、低騒音性に配慮した空港乗入制限緩和、離着陸料等の空港料金低減 等

4．おわりに（審議の経緯、審議の継続）

「宇宙産業化ワーキンググループ」(報告書)

宇宙産業委員会 宇宙産業化WG (平成18年9月)

報告書の概要

平成16年8月に取りまとめたワーキンググループの中間報告も踏まえ、宇宙産業の規模と今後の方向性、衛星輸送サービス(ロケット打上げビジネス)の円滑化のための課題について提言を行った。

(1) 宇宙産業の規模と今後の方向性

- ・宇宙産業は宇宙機器産業、宇宙利用サービス産業、宇宙関連民生機器産業及びユーザー産業群に分類される。今後、宇宙関連民生機器産業やユーザー産業群の伸びを中心とした産業規模の拡大(2003年:4兆2,552億円
2015年:8兆6,990億円)が見込まれる。
- ・宇宙産業は他産業への高い技術波及効果や他産業に対するビジネス機会の創出をもたらすものであり、市場規模が大きく拡大することが見込まれる為、今後、宇宙技術の向上、成熟化とともに、ニーズを踏まえた宇宙利用分野に重点的に取り組むことによって宇宙産業の発展を図っていくことが必要。

(2) 衛星輸送サービスの円滑化

- ・射場整備については、国際競争力を強化するため、打上げ期間の制約の解除等円滑な打上げのための環境整備を実施することが必要。
- ・ロケット技術及び製造基盤の維持のためには、政府による主要顧客としての打上げ機会提供とともに、今後、民間努力による商業衛星及び外国の衛星の打上げ受注活動を積極的に行っていくことが重要である。そのためには、人工衛星と同様、ユーザーの要望に応え得る信頼性向上が第一であり、それとともに各課題について、政府において十分な検討、対応を行っていく必要がある。
- ・民間移管を契機に、民間衛星輸送サービス事業者によって行われる衛星輸送サービスにおいては、今後、国内外の商用顧客を対象とすることとなることから、国際的な慣行を踏まえ、契約上の業務の範囲がロケットの発射により終了するものから、宇宙軌道への衛星の輸送まで拡大することとなる。このため、消費税法上の扱いについて、実際の衛星輸送サービス契約を踏まえた取扱いの整理が必要となる。

(3) 最後に

- ・我が国の宇宙産業は未だ国内の研究開発需要を主たるユーザーとする発展途上の産業であり、自立的発展のためには商業打上の受注増加が不可欠であり、顧客のニーズに即した柔軟な衛星輸送サービスの提供が重要であり、各種課題について官民が連携して対応を進める必要がある。

車両競技分科会

「平成18年度日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の収支予算及び事業計画について」(答申)

車両競技分科会(平成18年3月)

答申の概要

平成18年度日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の機械工業振興補助事業及び公益振興補助事業に係る事業計画及び収支予算計画について、以下の事項を条件として了承した。

日本自転車振興会の公益事業振興資金特別会計のうち、「地域振興事業補助金」及び「非常災害の復旧及び援護事業補助金」については、予算の総額を了承することとし、平成19年度事業計画及び収支予算の審議の際に、実施状況を報告すること。

同様に、日本小型自動車振興会の公益事業振興資金特別会計のうち、「非常災害の復旧及び援護等補助金」については、予算の総額を了承することとし、平成19年度事業計画及び収支予算の審議の際に、実施状況を報告すること。

機械工業振興資金特別会計及び公益事業振興資金特別会計における補助事業費の予備費については、それぞれ1件当たり2,000万円を限度とした補助事業への支出に限るものとする。

「飯塚市事業収支改善計画について」(答申)

車両競技分科会(平成18年3月)

答申の概要

飯塚市小型自動車競走事業については、原案のとおり同意して差し支えないとして了承した。ただし、同意に当たり、以下の事項を実施することを併せて求める。

開催経費について一層の削減を図ること。特に、平成20年度に実施することとされている従事員の労働条件の変更による経費削減については、可能な限り前倒しすること。また、従事員の離職餞別金については、平成18年度の水準から引き上げないよう、職員団体と必要な調整を行うこと。

包括民間委託の実施について早急に検討を開始し、平成18年度の早期に結論を得た上で、その結論を踏まえ、遅くとも平成19年度からの実施に努めること。

平成19年度に実施することとされている各入場門のコインゲートへの改修については、小型自動車競走法第9条(入場料)の規定について入場料を徴収しなくてもよいこととする見直しが行われた場合には、入場料の無料化により対応すること。

事業収支改善計画及び開催経費の削減について、実施状況及び検討状況を定期的に車両競技活性化小委員会に報告すること。

「競輪・オートレース事業活性化プラン」(報告書)

車両競技分科会(平成18年3月)

報告書の概要

競輪・オートレース事業の活性化に向けた包括的な取組に着手するため、両事業の活性化に必要な以下の改革事項について、実施主体、実施期限を明確にした報告書を取りまとめた。

< 競輪事業の活性化 >

1. 魅力ある番組と迫力あるレースの実現

- (1) 開催体系の見直し、レースのエンタテイメント化、直前欠場・中途欠場の防止等を図ることで、魅力ある番組を実現する。
- (2) トップ選手の強化、新人育成の強化、下位格開催の活性化等を図ることで、迫力あるレースを実現する。

2. 顧客にとって便利で快適な環境の整備

- (1) インターネット投票システムの充実、専用場外車券売場の整備等を行うことで、車券購入の利便性の向上を図る。
- (2) 賭式の簡素化と払戻率の多様化を図る。
- (3) 現行の交付金制度を見直し、施設整備等に投資した経費について交付金の一定割合を上限に還付する時限的制度を創設することで、競輪場その他の施設の改善を図る。

3. 施行者の経営改善

選手賞金の見直し、開催規模の見直し、包括民間委託の推進、交付金猶予制度の見直し等を行うことで、施行者の経営改善を図る。

4. 関係団体の事業見直し

- (1) 平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」を踏まえ、日本自転車振興会の事業・組織の見直しを行う。
- (2) 平成19年度中に、自転車競技会を統合、公益法人化する。

< オートレースの活性化 >

オートレース事業の活性化については現在取り組んでいる構造改革を引き続き行うと同時に、上記競輪事業の活性化対策に準ずる内容についても、関係者が全力で取り組む。

伝統的工芸品産業分科会

「伝統的工芸品の指定及び指定の変更に係る答申について」(答申)
指定小委員会(平成17年8月)

答申の概要

経済産業大臣は産業構造審議会に対し、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく「羽越しな布」の指定について諮問を行い、伝統的工芸品産業分科会指定小委員会(指定小委員長:辻村 哲夫 国立美術館理事長¹)において審議が行われ、以下の項目について産業構造審議会に意見具申することが了承された。

1. 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく羽越しな布の伝統的工芸品への指定については、了承する。

「伝統的工芸品の指定及び指定の変更に係る答申について」(答申)
伝統的工芸品産業分科会(平成17年8月)

答申の概要

経済産業大臣は産業構造審議会に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づき実施される市町村の廃置分合に伴う、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき指定された伝統的工芸品の製造される地域の変更について諮問を行い、伝統的工芸品産業分科会(分科会長:辻村 哲夫 国立美術館理事長)において審議が行われ、以下の項目について産業構造審議会に意見具申することが了承された。

1. 地方自治法第7条第1項の規定に基づき実施される市町村の廃置分合に伴う、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき指定された伝統的工芸品の製造される地域の変更については、変更することを了承する。

¹ 運営規程第13条第8項において、「小委員会等の議決は、小委員長等が委員である場合に限り、分科会長(部会に置かれる小委員会等にあつては、部会長)の同意を得て、分科会(部会に置かれる小委員会等にあつては、部会)の議決とすることができる。」とあり、小委員長は本委員のため、分科会の議決とすることができる。

情報経済分科会

「情報経済社会の課題と展望」～『情報経済・産業ビジョン』のフォロー・アップ～
(報告書)

情報経済分科会(平成18年7月)

報告書の概要

2005年4月、「情報経済社会」の進展について、コンピュータが中心であった「IT化の第1ステージ」から、コンピュータに加えて、さまざまな「情報家電」が相互につながり合う「IT化の第2ステージ」が到来しつつあるという認識のもと、本分科会において「情報経済・産業ビジョン」をとりまとめた。

この「情報経済・産業ビジョン」のフォロー・アップとして、「情報経済・産業ビジョン」の提言の具体化を確認しながら、ITの利用や活用についての4分野における課題を追加・補足的に整理することとし、以下の3つのテーマのもとで、2006年7月、「情報経済社会の課題と展望」としてとりまとめた。

(1) ITによる「課題解決力」と生産性の向上

ユーザーによるITの利用や活用の高度化と経営革新が進み、全要素生産性が上昇することで経済成長がもたらされるという効果の重要性に着目し、このような「IT経営」が成果を挙げていくためには、IT投資の「質」の向上、IT投資の「量」の充実の2つの観点が有効として、ITの革新的な活用の『虎の巻』ともいふべき「ITの戦略的導入のための行動指針」と『自己診断』を可能とする「IT経営力指標」の原案を策定した。

(2) ITの新しい活用と新しい産業・サービスの展開

新たな産業・サービスの展開に向け、以下の取組みの必要性を強調している。

- ・「Web 2.0」などの新しい産業・サービスの将来像について市場・ユーザーサイドから明らかにする「IT市場ビジョン」の策定
- ・新しい産業・サービスに伴う新たな課題への対応として、情報・コンテンツの流通・活用の円滑化、安全・安心・信頼の基盤の確立、ベンチャー育成支援、国際戦略の展開
- ・検索エンジンに係る制度的課題への取組みと技術研究開発の推進

(3) イノベーションの促進とその基盤の確保

わが国が新しい成長を実現していく上で、イノベーションを促す環境の整備、人材の育成が重要として、以下の取組みの必要性を強調している。

- ・一定の技術や情報を幅広く「共有」し、その成果に基づいてさらにイノ

バージョンがもたらされる「協働」のための環境整備

- ・「選択と集中」による「コア・コンポーネント」の強化
- ・グローバルな競争環境と標準化の推進
- ・産業界と大学の連携、入学以前の才能発掘などの人材育成の推進
- ・安全で信頼性の高い経済社会活動基盤の構築

「安心・安全な情報経済社会の実現に向けた行動計画」(報告書)

商務情報政策基本問題小委員会(平成18年3月)

報告書の概要

近年、個人情報やクレジット情報の漏えい、ネット取引での消費者トラブル・被害など、「情報経済社会」における国民の安心・安全を脅かす事象が発生していることを受け、利用者・消費者の保護や安心・安全の確保に向けて政府・事業者・個人のそれぞれに期待される基本的役割及び取り組むべき方策について、利用者・消費者の視点から検討し、「安心・安全な情報経済社会の実現に向けた行動計画」(以下「行動計画」という)としてとりまとめた。

(1) 基本的考え方

経済活動におけるリスクを大きく「経済取引基盤を脅かすリスク」(情報システムの脆弱性を原因とした情報漏えい等のリスク)と「経済取引上のリスク」(個人が経済取引を行う場合に詐欺やトラブルに遭うリスク)の2つに分類し、それぞれのリスク低減と事故発生時のリカバリーシステムを構築することによって、個人が「安心」を実感し得る「安心・安全な情報経済社会」を実現することとしている。

また、「安心・安全な情報経済社会」の実現に向けて政府・事業者・個人が果たすそれぞれの役割を次のように位置付けている。

個人：「自己責任」のもとでリスクへの認識を高め、自衛手段を講じること

事業者：トラブルの事前防止対策、救済制度を整備すること

政府：個人や事業者の活動を円滑化する制度環境を整備するとともに必要に応じて新たな規制的手段を講じること

(2) 「情報経済社会」における10の課題と取り組むべき方策

これらの整理を基に、個人が直面している10の課題を抽出し、それぞれの課題について政府・事業者・個人が取り組むべき方策を工程化している。

情報漏えいへの対応

なりすまし・情報改ざんへの対応

システム・IT基盤のサービス障害への対応

情報の選択・評価に対する検証方法・システムの未成熟への対応

不十分・不適切な広告表示への対応

インターネットオークションにおける特定商取引法の表示義務の不徹底への対応

詐欺等のトラブルへの対応

前払いリスクへの対応

ネット取引におけるクレジット決済に係る責任関係への対応

利用者・消費者の安心の向上

「電子商取引等に関する準則(改訂案)」(提言)
ルール整備小委員会(平成17年11月)

提言の概要

民間団体(事業者団体、弁護士、学者)からオンライン取引及び情報財取引についての望ましいルールについての提言を受け、電子商取引に関する準則を改訂して関連論点を追加することについて議論を行い、提言を取りまとめた。

(1) オンライン取引に関する論点

- ・書面によらないオンライン契約における管轄合意条項は有効といえること
- ・インターネット・オークションを通じて、個人が商品を販売する場合においても、特定商取引法第11条(必要的広告表示事項の表示)・第12条(誇大広告等の禁止)の規定は適用されること

(2) 情報財取引に関する論点

- ・ソフトウェアライセンス契約において、特定のユーザー(ライセンス)に限定して使用が許諾されている場合に、ソフトウェアライセンス契約に基づくソフトウェアの使用許諾は、当該企業の従業員、派遣労働者等が当該企業の職務に従事する場合であれば及ぶこと
- ・インターネットサイト上の情報をプリントアウトや、メール配信について当該情報の著作権者の黙示の許諾が及ぶこと、だが出版等の二次利用等する行為については明示の許諾が必要であること
- ・無断で、他人のホームページにリンクを張る場合、リンクを張った者は、原則として法的責任を負わないものの、例外的に不法行為等が成立する可能性があること

「電子商取引等に関する準則の追補」(提言)
ルール整備小委員会(平成18年6月)

提言の概要

ソフトウェア分野におけるイノベーションを促進する観点から「ソフトウェアの法的保護とイノベーションの促進に関する研究会」が、ソフトウェアの知的財産権のあり方や産業側の対応等について検討をしていたところ、同研究会の中間論点整理を踏まえ、ソフトウェアに係る特許権の権利行使がソフトウェアにおけるイノベーションの促進を阻害する場合において民法第1条3項の権利濫用が適用される場合を明確にするため、「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」を「電子商取引等に関する準則」に追補すべく、議論を行い、提言を取りまとめた。

提言の内容

ソフトウェアに係る特許権の行使において、以下のような権利行使()からのいずれか若しくは複数に該当するものは、権利濫用と認められる可能性がある。

権利行使者の主観において加害意思等の悪質性が認められる場合

権利行使の態様において権利行使の相手方に対して不当に不利益を被らせる等の悪質性が認められる場合

権利行使により権利行使者が得る利益と比較して著しく大きな不利益を権利行使の相手方及び社会に対して与える場合

パブリックコメントを踏まえた審議を行い、只今取りまとめ中。今後提言予定。

「情報サービス・ソフトウェア産業維新～魅力ある情報サービス・ソフトウェア産業の実現に向けて～」(中間とりまとめ)
情報サービス・ソフトウェア小委員会(平成18年6月)

中間とりまとめの概要

2005年4月に発表された産業構造審議会情報経済分科会の報告を受け、情報サービス・ソフトウェア産業をとりまく諸課題及び産業の競争力強化策について議論を行い、以下の中間とりまとめを策定した。

ここ13年間で情報サービス・ソフトウェア産業を取り巻く環境は劇的に変化した。例えば13年前ようやく家庭への浸透が始まったパソコンはいまや必需品となり、インターネットについては、当時は誰も知らないといってよい状況であったが、現在ではインターネットなしにビジネス業務処理や消費・娯楽生活は考えられないまでに進歩した。

本中間とりまとめは、そうした環境の変化が要請する情報サービス・ソフトウェア産業の変革の必要性を強調するとともに、変革後のあるべき姿として、以下を提示している。

情報サービス業

現 状：受け身の姿勢でユーザの希望をシステムとして実現するにとどまる
「情報システム構築・運用サービス業」

変革後：時として不分明な顧客ニーズをシステムとネットワークの言語で定義し、具体的なソリューションを自ら積極的に提供していく「ソリューションプロバイダ業」

ソフトウェア産業

現 状：海外から導入したソフトウェアを日本の状況に合わせてカスタマイズする「エンタープライズ系ソフトウェア産業」

変革後：多様なソリューションプロバイダが創意工夫により多様なソリューションを提供できるような、汎用性の高い共通業務基盤(プラットフォーム)を提供する「プラットフォームプロバイダ業」

また、変革のための具体的取組として、以下の三つの柱を盛り込んでいる。
情報システムの信頼性指標の整備等による産業構造・市場取引の可視化
「情報システムの信頼性」「人材のスキル」「IT投資価値」を測定する指標による企業能力の可視化及びモデル契約の策定による取引関係の可視化を促進する。

競争環境の整備、戦略的技術開発等によるイノベーションの促進

ソフトウェア特許権の濫用制限及びソフトウェア工学の実証的研究、戦略的技術開発の促進等の施策に取り組み、イノベーションが創出されやすい環境を整備する。

スキル標準の作成、普及等による高レベル人材の育成

ITスキル標準と情報処理技術者試験の連携強化等のIT人材価値可視化及び
独創的クリエイターの育成支援等に取り組み産業の構造を下支えする人材の育成
を行う。

パブリックコメントを踏まえた審議を行い、只今取りまとめ中。今後報告予定。

割賦販売分科会

「割賦販売分科会基本問題小委員会」(報告書)

基本問題小委員会(平成18年6月)

報告書の概要

インターネットを利用した商取引が拡大する中で、インターネット商取引におけるクレジットカード利用が拡大し、また取引実態も複雑・多様化し、複数の関連事業者が介在してきている。また、悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されるケースも後を絶たない。このような状況を踏まえ、クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態などを踏まえた検討を行い、課題と今後の論点についてとりまとめを行った。

(1) クレジット取引に係る課題と論点整理

割賦販売法等のクレジットに係る諸制度の趣旨・目的や意義を再検討し、早急に検討すべき論点を以下のとおりまとめた。

- ・ 悪質な勧誘販売行為を助長するような不適正与信の排除、過剰与信の防止
- ・ クレジット取引関連事業者の責務と役割
- ・ クレジット取引の規制対象範囲、指定商品制の是非

(2) クレジットカード情報漏えい・不正利用対策

クレジットカード取引の仕組みと情報漏えい・不正利用の関係、これまでの行政や業界における取組み内容や大規模漏えいの事案の概要、インターネットカードショッピングにおける情報の処理の類型などについて整理した。

(3) 個人信用情報機関の利用と情報保護に係る環境整備

過去の経緯、最近の業界動向、海外の状況等を整理し、実際に個人信用情報機関からのヒアリングを行い実態把握を図りつつ、個人信用情報機関の利用と情報保護の在り方について以下のとおりまとめた。

- ・ 個人信用情報機関における、安全管理措置・会員管理・透明性確保等の対策
- ・ 会員与信業者における、個人信用情報機関のデータベースへのアクセスへの正当性を証明する資料等を保管しておく等の体制整備
- ・ 行政における、規律の履行状況についての評価・判断

基本政策部会

「持続可能な経済社会システムに向けて（報告書）」

基本政策部会（平成18年6月）

報告書の概要

産業構造審議会基本政策部会では、社会保障、新しい公共のあり方、少子化、男女の働き方、所得分配、教育、マクロ経済の安定といった諸点を中心に、幅広い視点から経済社会の諸課題について検討を行ってきた。現状認識と政策対応の方向性を中心に、第1期の報告書として下記の報告をとりまとめた。

（1）我が国経済社会の現状と課題認識

我が国経済社会を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少、グローバル化、知識経済化といった大変革が着実に進行してきている。これに対応する方向で、1990年代以降、「経済構造改革」をはじめ我が国の経済社会システムの改革が進められてきたが、変革が遅れている分野への取り組みを加速・強化し、経済社会システム全体の改革を統合的に進めていく必要がある。

（2）課題に対応する経済社会の提案

持続可能な経済社会システムを実現するためには、「豊かで安心して暮らせる国民社会」、「活力ある経済」、「信頼ある行財政」のバランスを取り、三者の同時達成とその継続に努めることが求められる。また、個人・企業・政府が相互に依存し合うのではなく、経済の各主体が「個の力」を高め、同時に各主体が協調し、リスクを社会全体で吸収する「自立・協働社会」が、我が国経済社会の将来のイメージである。

（3）八つの政策課題（経済社会政策の基本的な考え方）

経済社会システムの変革を進めるためには、「国民社会と行財政」、「国民社会と経済」、「経済と行財政」のそれぞれの関係において顕在化している次の八つの政策課題に対応することが必要である。

「豊かで安心して暮らせる国民社会」と「信頼ある行財政」の両立

- ・ 社会保障制度改革
- ・ 公共の担い手の多様化

「豊かで安心して暮らせる国民社会」と「経済の活性化」の両立

- ・ 人材（「人財」）の育成と活用
- ・ 男女の働き方の見直しと少子化対策
- ・ 自由競争と信頼ある社会を両立する企業行動
- ・ いわゆる「格差」と挑戦・再挑戦

「経済の活性化」と「信頼ある行財政」の両立

- ・ 安定的なマクロ経済環境
- ・ 経済活力を阻害しない税・社会保障負担

新成長政策部会

「新経済成長戦略について」

新成長政策部会（平成18年6月）

戦略の概要

継続的に人口が減少するという逆風の下で国際競争力の強化と地域経済の活性化を2本柱として経済活性化を目指す「新経済成長戦略」を策定した。本戦略の実現により、年率2.2%程度の実質GDP成長率を見込む。

同戦略もふまえ、政府・与党の経済財政一体改革会議において「経済成長戦略大綱」が策定された。

「新経済成長戦略」における施策の概要

（1）国際競争力の強化

日本とアジアの成長の好循環（EPA、環境・エネルギー協力等の環境整備）
世界のイノベーションセンター（イノベーション強化、新産業群の創出等）
ITによる生産性の向上

（2）地域経済の活性化

地域の発想とやる気を最大限に活かした地域活性化策
地域中小企業の再活性化
サービス産業の革新（生産性向上、重点サービス分野の強化）

（3）横断的施策

ヒト（人財力）、モノ（生産手段・インフラ）、カネ（金融）、ワザ（技術）、
チエ（経営力）のイノベーション

審議・検討スケジュール

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 平成18年1月25日 | 第1回開催（全体、地域経済活性化について） |
| 平成18年2月27日 | 第2回開催（国際、サービス産業の革新、IT、中小企業、横断的分野について） |
| 平成18年3月16日 | 第3回開催（中間とりまとめに向けた審議） |
| 平成18年3月23日 | 第4回開催（中間とりまとめ） |
| 平成18年4月27日 | 第5回開催（最終とりまとめに向けた審議） |
| 平成18年5月15日 | 第6回開催（とりまとめ案につき概ね了承） |
| 平成18年6月9日 | 経済産業省として「新経済成長戦略」をとりまとめ |

（注）このほか、とりまとめまでの間に、経済財政諮問会議においても、経済産業大臣から検討状況を説明し11回の審議。パブリックコメントなど多くの意見交換等も実施。

「平成16年度の電力市場の競争評価」(報告書)

競争環境整備小委員会(平成18年1月)

報告書の概要

電気事業制度の制度改革による自由化の進展を踏まえ、電力市場の競争状況を適切かつ迅速に把握し、競争の進展度合いを推し量る手法の確立や市場の競争状況を明らかにすることにより、実効性のある政策の企画立案の基礎を提供するとともに、競争紛争の未然防止を図るため、競争評価を実施した。

(1) 調査分析内容

電力市場の市場シェア、電力料金の推移などの指標を基に、自由化後の価格低下傾向などの近年の市場構造を明らかにするとともに、市場シェアや電気料金以外の電力市場の競争状況を推し量る「ものさし」として、新規参入者の潜在的な競争圧力、自家用発電設備の競争圧力などの評価の必要性を提案した。

(2) 調査分析結果及びその評価

調査分析の結果、新規参入が少ない地域においても、自家用発電設備や他の地域からの競争圧力などが有効に作用している状況が伺える。その結果、電気料金の低下などの成果がもたらされており、電力市場は競争的な方向へと向かっていると推定される。しかしながら、調査対象期間が電気事業制度改革の過渡期であったことを踏まえると、平成17年4月の制度改革の影響など、引き続き需要家の比較検討の実態やその状況について注視していくことが必要である。

(3) 電力市場の調査課題

平成17年4月以降の制度改革による市場の変化を踏まえ、今後の調査課題を検討した。主な課題は以下のとおり。

平成17年4月の振替供給料金廃止を踏まえ、供給側・需要側の地理的範囲に関する捉え方の変化を把握する。

小売市場と密接に関連する卸市場の競争状況の実態を把握し、市場競争の全体を把握する。

新規参入者は市場活性化に大きな役割を果たしたものの、その販売地域、需要規模・需要種別は限定的であることを踏まえ、新規参入を困難にする要因の有無などを把握する。

コージェネの導入拡大などによってガスなどの他熱源を利用した電力調達が進むなど様々な分野でエネルギー間競争が行われていると考えられるため、こうしたエネルギー間競争の実態を把握する。

「経営・知的資産小委員会中間報告書」(報告書)

経営・知的資産小委員会(平成17年8月)

報告書の概要

経営・知的資産小委員会では、平成17年2月から、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の財務諸表には現れてこない「知的資産」を活用した経営の意義と現状の整理、そして、今後それを促進していくための方策について検討を行ってきた。

本報告書は、とりわけ、ステークホルダーと企業等との認識の共有を図るために企業が財務諸表に表れない情報について何をどのように示していくのか、という開示の仕組みについての検討結果を取りまとめたものである。

(1) 検討の背景・問題意識

知識経済下において、企業が持続的な利益を確保するためには、企業が自らの強みの源泉である知的資産を維持・強化し、他社との「差別化の状況を継続」することが重要である。そして、こうした企業における知的資産経営が持続するためには、企業経営者とステークホルダーとの間で経営の内容に関する理解の共有プロセスが不可欠である。しかし、現在はこれが円滑に行われていない。

(2) 知的資産経営と企業価値

企業が持続的成長・発展を重視した知的資産経営を行ったとしても、その価値観や行動が市場をはじめとするステークホルダーによって共有され、評価されなければ、企業の自主的な行動は続かない。このため、市場等のステークホルダーあるいは社会全体が、企業の知的資産経営を理解し適正に評価して、企業の経済的価値に反映されるようになることが必要である。

(3) 知的資産経営の開示メカニズム

ステークホルダーの知りたい情報は、企業の将来収益やキャッシュフローの内容とその実現可能性が中心であり、企業側もそれを理解させることに関心がある。このため「知的資産経営報告」においては、企業が思い描く将来の価値創造についての定性的なストーリーを中心とし、そのストーリーが絵空事にならないよう、その信憑性を裏付けるための定量的情報であるいくつかの知的資産指標を用いるのが適当。

(4) 期待される効果

こうした開示により企業の市場価値が適正に評価されるようになれば、企業の間では更なる知的資産経営の強化が図られると考えられ、ひいてはこれが国富の増大・経済の活性化につながると考えられる。

知的財産政策部会

「意匠制度の在り方について」(報告書)

知的財産政策部会(平成18年2月)

報告書の概要

昨今、途上国産業の技術、品質、価格面での競争力強化を背景に、我が国産業の競争力強化のため、魅力あるデザインにより製品の付加価値を高め、他社の製品との差別化を行うことが重要となっている。また、デザインが製品の差別化にとって重要な要素となりつつあることに伴い、諸外国等から日本企業の製品のデザイン等を模倣した商品が流入するなど、模倣品問題が緊急に対応すべき課題となっている。こうした中、「知的財産推進計画2005」の提言を踏まえ、以下を内容とする「意匠制度の在り方について」と題する報告書がとりまとめられた。

- ・ 魅力あるデザインは長期間にわたり付加価値の源泉となる場合があるため、「登録日から15年」とされている意匠権の存続期間を「登録日から20年」に延長することが適切である。
- ・ 意匠の類似概念は、意匠制度の根幹をなす意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を規定するものであるが、その類否判断の手法や基準が必ずしも明確でないため、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている需要者からみた意匠の美感の類否であることを明確にすることが適切である。
- ・ 近年の情報技術の進展に伴い、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わる画面デザインの重要性が増大している。このため、物品の用途及び機能を実現するために表示される画面デザインを物品の部分(部分意匠)として保護することが適切である。
- ・ 市場に投入した後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する企業の商品開発戦略に対応し、現行制度では同日に出願された場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の公報発行までの間に出願された場合、登録を受けられるように時期的制限を緩和することが適切である。
- ・ 先に製品全体の外観デザインが完成した後に個々の部品の詳細のデザインが決定されていく開発実態に対応し、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠についても、先願意匠の公報発行までの間に同一出願人により出願された場合、登録を受けられるように時期的制限を緩和することが適切である。
- ・ 模倣品対策を強化するため、「輸出」及び「譲渡等を目的とした所持」を意匠権の侵害行為に追加することが適切である。また、意匠権侵害罪に

係る懲役刑や法人重課の引き上げ等、刑事罰を強化することが適切である。

- ・無審査登録制度の導入によるダブルトラック化については、現在は、迅速・簡便な保護制度の導入よりも、安定した権利関係の構築が重視される環境にあり、無審査登録制度を直ちに導入する環境にはないため、今後、早期保護への強い要請が生じた場合、改めてその是非を検討することが適切である。

なお、本報告書、「特許制度の在り方について（報告書）」及び「商標制度の在り方について（報告書）」を受けて、今通常国会において「意匠法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第55号）が平成18年6月1日成立。同月7日に公布された。

「商標制度の在り方について」(報告書)
知的財産政策部会(平成18年2月)

報告書の概要

商標制度は、企業の出所識別力、顧客吸引力、情報発信力を具現化する重要な知的財産権として位置づけられている中、「知的財産推進計画2005」の提言を踏まえ、ブランド保護の強化や権利侵害への対応の強化といった観点から、以下を内容とする「商標制度の在り方について」と題する報告書がとりまとめられた。

- ・ 小売業・卸売業の行う商品の品ぞろえや陳列などのサービス活動は、商標法上の役務として認められないとされているが、小売業者等による小売サービス活動において使用する商標は、そのサービス活動の出所を表示するために使用されており、そのブランド価値もそのサービス活動に帰属するものである。このため、小売業・卸売業の提供するサービスについて使用される商標は、商標法上の役務に係る商標として保護することが適切である。
- ・ 模倣品対策を強化するため、「輸出」を商標権の侵害行為に追加することが適切である。また、商標権侵害罪に係る懲役刑や法人重課の引き上げ等、刑事罰を強化することが適切である。
- ・ 商標登録出願の審査において、出願された商標と同一又は類似する先行登録商標がある場合であっても、その先行登録商標権者が同意を与えた場合は、先行登録商標との関係では拒絶理由を解消させるようなコンセント制度の導入の必要性が指摘されているが、混同を生ずる可能性がある複数の商標の登録を許容することとなるため、需要者の保護の観点からの更なる検討が必要である。

なお、本報告書、「意匠制度の在り方について(報告書)」及び「特許制度の在り方について(報告書)」を受けて、今通常国会において「意匠法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第55号)が平成18年6月1日成立。同月7日に公布された。

「特許制度の在り方について」(報告書)
知的財産政策部会(平成18年2月)

報告書の概要

経済のグローバル化の中で、我が国産業の国際競争力を強化するためには、日本企業の研究開発の成果、とりわけフロントランナーとして世界をリードしているベンチャー企業等の革新的な発明を特許権として適切に保護していくことが必要不可欠であり、特許制度の重要性が高まっており、また、権利侵害行為に対して適正に対処していくことが求められている中、「知的財産推進計画2005」の提言を踏まえ、以下を内容とする「特許制度の在り方について」と題する報告書がとりまとめられた。

- ・ 現行の分割出願制度では、審査が終了した出願について、出願を分割してよりの確な特許請求の範囲で権利化を目指す途が閉ざされており、実効性のある権利取得が困難となっている。このため、特許査定後及び拒絶査定後の一定期間(30日以内)、出願の分割を可能とすることが適切である。
- ・ 現行制度においては、審査の対象となる発明を大きく変更する補正(シフト補正)が許容されているため、拒絶理由通知後にシフト補正をすることにより、実質的に2件分の審査を受けることが可能となり、出願の取扱いに不公平が生じている。このため、最初の拒絶理由通知以降のシフト補正を禁止することが適切である。
- ・ 模倣品対策を強化するため、「輸出」及び「譲渡等を目的とした所持」を特許権及び実用新案権の侵害行為に追加することが適切である。また、特許権及び実用新案権の侵害罪に係る懲役刑や法人重課の引き上げ等、刑事罰を強化することが適切である。
- ・ 先使用権制度の在り方については、現行法において先使用権が認められる範囲等について不明確さが指摘されているが、法改正ではなく、ガイドライン(事例集)の作成により、制度の明確化を図ることが適切である。また、先使用権の立証の困難性や負担が指摘されている点についても、ガイドライン(事例集)において立証手法の明確化を図ることが適切である。

なお、本報告書、「意匠制度の在り方について(報告書)」及び「商標制度の在り方について(報告書)」を受けて、今通常国会において「意匠法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第55号)が平成18年6月1日成立。同月7日に公布された。

産業金融部会

「産業構造審議会産業金融部会中間報告 - 次世代の企業財務と産業金融機能のあり方について - 」(報告書)

産業金融部会(平成17年8月4日)

報告書の概要

2005年4月のペイオフ解禁や主要行における不良債権処理目標の達成を受け、我が国金融環境を巡る状況は「不良債権問題への危機対応」から「平時モード」へ転換した。こうした転換期を迎える産業金融の現状と課題について検討を行うべく、産業金融部会の下に「次世代の企業財務と産業金融機能のあり方に関する検討小委員会」(座長：西村ときわ法律事務所 小野弁護士)を設置し、同小委員会の報告をもって、産業金融部会の中間報告とした。

具体的には以下の課題について検討。

1. 市場のリスク分散機能の活用

(1) ローン流通市場の育成発展に向けた環境整備

電子債権を活用したローン発行・流通市場(電子債権市場)の構築
シンジケート・ローン市場の整備

セキュリティ・トラストの導入による担保付ローン流動化の促進

(2) 資本市場を活用したリスクファイナンス手法の導入支援

ファイナイト保険等新たな保険手法導入に向けた検討

CATボンド市場拡大に向けた環境整備

2. 企業による金融機能の内製化促進

(1) グループ内資産の活用的高度化支援

グループ内貸金業制度の創設等を通じたグループ内金融の円滑化

知的財産信託等、グループ内信託制度等の活用による信託機能の内製化

(2) リスクマネジメントの高度化支援

地震災害等を対象とした準備金積立制度の導入に向けた検討

グループ内保険会社(キャプティブ)の創設に向けた検討

3. 金融・資本市場の基盤整備

(1) 金融サービスの多様化に向けた環境整備

運用型信託会社の使い勝手向上を通じたリスクマネー供給拡大

(2) リスクに担い手の多様化に向けた環境整備

適切な投資家保護を通じた金融資本市場の活性化

金融所得課税の一元化による投資促進

通商政策部会

「グローバル経済戦略について」
通商政策部会（平成18年3月）

戦略の概要

グローバル化の進展を背景に、広域的な経済圏構築の動きが世界的に本格化する中で、日本が東アジアを中心とした地域統合のリーダーシップを発揮し、グローバル市場、特に成長を続ける東アジアとの国際分業を基軸とした我が国の中長期な対外経済政策の基本戦略について、議論を行い、以下の報告をとりまとめた。

（1）東アジア経済統合と日本のイニシアティブ

- 東アジア経済圏を日本のイニシアティブで質の高い市場経済圏にする。
- 日本の産業の知恵と経験をアジアで共有し、世界の製造業と技術の中心になる。
 - ・ E P A アクションプランの策定
 - ・ 「東アジア E P A」構想
 - ・ 「東アジア版 O E C D」構想

（2）企業のグローバル化と産業競争力の強化

- 日本企業の国際展開を支援する。
- 日本が内外の企業の生産・流通ネットワークのハブとなる。
 - ・ 産業界と一体となった投資・ビジネス環境整備（「駆け込み寺」機能の強化）
 - ・ 技術流出の防止・知的財産保護
 - ・ 「国際物流競争力強化パートナーシップ」

（3）より開かれた魅力的な国づくり

- 国を開き、魅力を高め、世界の優れた企業・人材を呼び込む。
- 日本の強み・ブランドを世界に発信する。
 - ・ 対内直接投資の促進（新目標（2010年までにGDP比倍増となる5%程度））
 - ・ 「アジア人財資金（仮称）」構想

（4）地域戦略とグローバルな共通課題への貢献

- 技術力を活かして、リーダーシップを発揮する。
- グローバルな秩序形成とアジアの秩序形成の「蝶番」となる。
 - ・ 欧米との高次の経済連携
 - ・ 省エネ・環境協力
 - ・ アフリカ等後発途上国支援（一村一品運動）

「2006年版不公正貿易報告書」(報告書)
不公正貿易政策・措置調査小委員会(平成18年4月)

報告書の概要

我が国の主要貿易相手国(米国、中国、ASEAN、EU、韓国等)を対象とし、WTOルールを始めとする国際ルールに照らし、改善が求められる又は期待される、全体で100以上の貿易政策・措置の問題点を指摘するとともに、その問題点の解決に向けた具体的な取り組みの動向を示した。

本報告書に掲載の主な貿易政策・措置は以下のとおり。

(1) 米国

- ・ バード修正条項(1930年関税法修正条項)
- ・ ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定
- ・ 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置

(2) 中国

- ・ 完成車特徴認定制度の問題
- ・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題
- ・ アンチ・ダンピング措置の運用
- ・ 有毒化学品輸出入規制の問題(新規案件)

(3) EU

- ・ 化学品規制(REACH)案
- ・ 電気・電子機器廃棄物に関する指令(WEEE)
- ・ 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)

(4) ASEAN

- ・ インドネシアのデジタルカメラの関税賦課に関する問題

(5) 東アジア各国

- ・ 東アジア各国・地域、特に中国における模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

環境部会

「京都メカニズムの本格活用に向けた基本的考え方」(報告書)
地球環境小委員会 市場メカニズム専門委員会(平成17年10月)

報告書の概要

我が国は、京都メカニズムの活用を通じて、地球規模での温暖化対策や途上国の持続可能な発展への貢献、我が国の 6%の削減約束の確実かつ費用効果的な達成を目指す。

我が国におけるクレジット(排出枠)の取得のための具体的仕組みの構築を早期に進める。

具体的仕組みの構築に当たっては、確実かつ費用効果的にクレジットを取得するため、以下の措置を講ずる。

- 複数年にわたる柔軟な契約と支払い
- 価格変動に対応した柔軟かつ機動的な意志決定
- 外部の専門的知見・能力の活用
- 民間事業者のクレジット取得を妨げないことへの留意

クレジットの取得に当たっては、地球規模での温暖化防止等への貢献との意義を重視して、

CDM/JIのプロジェクト形成、及びGISの推進を通じたクレジット取得に着手する。

GISは、まずは具体的な温室効果ガス削減を伴うプロジェクトベース等の意義の高いものの推進を図る。

また、途上国等との協力体制の構築・強化、我が国の優れた省エネルギー技術等の活用の促進に向けた国際ルールの改善など、国際的取組を進める。

「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書 - 持続可能な省資源社会を目指して - 」(報告書)

廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWG (平成18年2月)

報告書の概要

容器包装リサイクル法が公布・施行されてから10年目に当たり、容器包装リサイクル制度が、今後、持続可能な社会の構築に一層の貢献を果たすために求められる方策について審議をした結果をとりまとめた。

(1) 各主体による3Rの取組の推進

- ・事業者が3Rの推進のために取り組むべき事項(例えば、小売業におけるレジ袋の有料化等の取組による使用の合理化)の大枠を各業種の事情を勘案した形で国が示し、その遵守を求め、柔軟で効率的な取組を促す仕組みを検討。
- ・リターナブル容器の普及に向けた現行制度の見直しや新たなビジネスモデルによる導入の支援。
- ・各市町村における容器包装廃棄物の削減目標の計画を策定・公表するとともに、策定にあたっては関係者が連携する仕組みの構築を促進。

(2) 分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化と主体間の連携強化

- ・分別基準適合物中の異物や食品残渣等の減少に向けた取組に早急に着手。例えば、「汚れが簡単に落ちない容器包装、使い残しの物が残ったラップ類等の容器包装は、リサイクル向けとして排出しない」との方針を全国で共通化し、徹底。
- ・事業者が市町村の取組により、容器包装廃棄物の減量化や分別基準適合物の品質の向上、再商品化手法の高度化等を通じて、再商品化の合理化・効率化が図られた場合に効率化による成果を双方に配分する連携の仕組みを検討。
- ・各市町村への配分は、システム全体の効果や効率の向上につながるよう、各市町村の取組による再商品化の合理化の程度に応じたものとすることを検討。

(3) プラスチック製容器包装の再商品化手法の高度化

- ・RPFやセメント原燃料などの化石燃料の代替性の高い燃料への利用を、補完的な手法として制度上位置付け。

(4) ただ乗り事業者対策の強化

- ・再商品化の義務を負う事業者間の公平性を確保するため、罰金額の引き上げ等、再商品化費用を負担せず義務を履行しない「ただ乗り」の抑止策を強化。

「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」(報告書)

廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルWG 自動車用バッテリーリサイクル検討会(平成17年12月)

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会との合同会合

報告書の概要

使用済自動車用バッテリーの回収・リサイクルに関しては、これまで業界内の自主取組により対応されてきたところであるが、近年における輸入製品の増大などから、現在の仕組みを将来にわたり維持していくことが困難となりつつある。このような状況をかんがみ、継続的・安定的な回収・リサイクルシステムを構築することについての基本的な考え方、実効性を確保するための方策は以下の通りである。

(1) システム再構築に当たっての基本的考え方

新しいシステムの基本的在り方

適切な回収・リサイクルを目的として、以下の要素を備えたシステムを構築する必要がある。

a) 輸入バッテリーを含む国内に投入される自動車用バッテリーの回収・リサイクルの実効性が確保されるシステム

b) 鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステム

不法投棄等の防止

不法投棄等の防止のために、自動車用バッテリーの関係者に対しては既製品を含めた使用済バッテリーを無償で回収する取組を求めていくべきである。

(2) 実効性を確保するための方策

自動車用バッテリーの回収・リサイクルの実施については、資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定することが適切である。

なお、同法に基づいて自主回収・再資源化を実施する事業者としては、自動車用バッテリーを製造又は輸入する者及び自動車用バッテリーを使用する製品を製造又は輸入するものとするのが適当である。

なお、自動車用バッテリーを使用する製品の例として、自動車(四輪車、二輪車、原動機付き自転車等)、農業機械(トラクタ、コンバイン等)などが列挙されている。

報告書の概要

天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷の最小化に向け、製品3Rシステムの高度化を図ることを目的として、製品3Rシステム高度化WGが設置され、平成17年8月までに7回の審議を行い、以下のとおり取りまとめた。

(1) 製品3Rシステムの高度化を図る上で目指すべき社会像

- ・製品のライフサイクル全体において、「ゆりかごからゆりかご」までのシステムを我が国の経済社会にビルトインすることを目指すべき。
- ・「環境配慮情報」が製品の新たな評価軸となり、環境配慮努力が市場で適切に評価され新たな価値を創造し、更に新たなイノベーションを生み出すことを目指すべき。
- ・グリーン・プロダクト・チェーンを具現化することが重要である。
- ・世界に先駆けたライフサイクル・シンキング型社会の構築を図るとともに、諸外国と連携し、同様の社会が構築されていくことを促進すべき。

(2) 製品3Rシステム高度化の方向性

- ・3R配慮設計・製造の推進、製品含有物質への対応についての具体的措置を検討すべき。
- ・製品の新たな評価軸として、再生プラスチック類等の再生資源利用率を定義し、この表示を求めることが必要である。
- ・製品に含有され、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報を管理し、当該物質情報を開示・モニタリングする仕組みを目指すべき。
- ・当面の措置として、資源有効利用促進法を活用し、製品への含有される物質への対応に着手すべき。具体的には、鉛等の6物質を対象とし指定再利用促進製品のうちパーソナルコンピュータ及び家電の7製品に対応を求めることが適当である。
- ・製品含有物質への対応以外の措置は、内外の動向等を勘案して、引き続き検討していくことが適当である。
- ・消費者・需要家が、環境配慮性を分かりやすい形で判断しうるような方法の模索が必要である。

(3) JIS等の規格の活用と国際的な整合性の確保

- ・技術的事項に属するものについては、機動的な対応を確保する観点からもJIS等の規格を引用すべきである。さらに、国際的な標準化に向けた対応を産業界や政府が連携・競争して行うべき。

化学・バイオ部会

「製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針」の策定
リスク管理小委員会 製品含有化学物質情報伝達WG（平成18年2月、4月）

製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針

本指針は、エレクトロニクス、自動車等の組立型製品に係るサプライチェーンの現下の課題を是正し、川上・川中・川下の各業種が相互に意思疎通を図り、協力していくための共通認識を醸成するためのものであり、本指針を参考に、各企業において含有化学物質情報の伝達の仕組みの改善及び適正化が図られるとともに、各業界団体ベースでの含有化学物質情報伝達に係る取組にも本指針の趣旨が反映されることを期待するものである。

また、サプライチェーンのグローバル化が進展する中、本指針が、国際標準機関への提案等によって、含有化学物質情報伝達のグローバルな標準的慣行として普及させていく。

基本的指針の概要は以下のとおり。

- (1) サプライチェーン間相互の情報共有の促進と責任分担の明確化
- (2) 化学物質管理や含有化学物質の情報取得の意義に係る理解増進
- (3) 秘密保持契約の活用による円滑な情報伝達の促進
- (4) 情報収集目的の明確化とこれに基づいた対象物質の特定
- (5) 調査対象含有物質・閾値の共通化
- (6) 中小企業も対応可能な情報伝達システムの構築

報告書の概要

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(「フロン回収破壊法」)に基づき業務異様冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収について、回収率が3割程度に留まっていることを受けて、当該機器が整備、廃棄されるとき冷媒フロン類の回収を徹底するための対策等について、議論を行い、以下の報告をとりまとめた。

(1) 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収について

業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収については、オゾン層保護の観点に加えて、京都議定書目標達成計画の達成の観点からも、その回収率を向上する必要がある。具体的には、以下の措置を講ずる。

- ・機器の廃棄から回収に至る経路について管理する制度(フロン類回収管理表(マニフェスト)制度)を導入する。
- ・機器の修理・整備時におけるフロン類の回収を義務化する。
- ・解体工事を請け負う者が、解体対象建築物に残存している機器に関する情報を施主に対して提供する仕組みとする。

(2) その他

- ・フロン類対策の必要性に係る啓発活動の推進
- ・化学物質管理対策等との総合的な対応
- ・途上国におけるフロン対策への支援

サービス政策部会

「サービス産業の革新に向けて（中間とりまとめ）」（報告書）
サービス政策部会（平成18年5月）

報告書の概要

雇用・GDPの70%近くを占めるサービス産業の現状は多様であるが、今まで主要分野毎に各府省に分掌され、各々異なる規制体系の下で行政が行われてきた。しかしながら、今後とも我が国経済が引き続き活力を維持していくためには、サービス産業が製造業とともに我が国経済成長の「双発のエンジン」としてその持続的発展を担っていくことが不可欠であり、そのためには、サービス産業を全体としてとらえ、政策課題等を抽出する努力が必要である。

以上のような問題認識の下、今回はじめて、サービス産業を全体としてとらえ、政策課題等を抽出した。そのポイントは以下のとおりである。

1．サービス産業生産性向上運動の推進

サービス産業を取り巻く経済社会環境が変化する中で、各サービス分野は、生産性向上といった共通の課題に直面しているが、これは今後生産性が伸びる余地が大きいということでもある。この課題の解決のためには、製品とサービスの特性の違いや労使関係の変化等を十分に踏まえ、新しい時代の生産性向上運動を推進していく必要がある。

具体的には、産学官による「サービス産業生産性協議会」を設立し、「サービス産業生産性向上運動」を展開するほか、サービス品質の計測手法の開発を含めたサービス生産性研究、サービスの標準化やビジネスモデルの類型化に関する研究等を推進するための拠点として、「サービス研究センター」を設置するなどの措置を講じる。

2．サービス横断的対応

各サービス分野は、上述のとおり生産性向上といった共通の課題に直面しているため、サービス分野について横断的な政策体系を構築していく必要があるとの認識の下、今回初めての試みとして、横断的な対応策を打ち出した。具体的には、
需要の創出拡大（高齢者向けサービス・ニーズの顕在化など）、
競争力・生産性の向上（IT投資の充実など）、
インフラの整備（サービス統計の拡充など）により、我が国経済の持続的な成長と地域経済の活性化を実現する。

3．サービス分野別対応

特に、今後発展が特に期待される健康・福祉サービス、育児支援サービス、観光・集客サービス、コンテンツ（制作・流通・配信）サービス、

ビジネス支援サービス、流通・物流サービスという6つの分野については、2. で述べたサービス横断的対応を当てはめつつ重点的に政策を講じる。

流通部会

「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」(報告書)

流通部会、中小企業政策審議会経営支援分科会、商業部会合同会議中間報告(平成17年12月)

報告書の概要

大規模小売店舗立地法からいわゆる「まちづくり三法」(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)への政策転換以降の中心市街地を巡る環境変化を踏まえた関連政策のレビューについて、平成16年9月より合計14回にわたって行われた議論の方向性をとりまとめたもの。

1. 中心市街地を取り巻く状況

中心市街地の中には、景気の低迷、大型店の郊外立地にもかかわらず、関係者の必死の努力によりにぎわいを実現しているところが存在。他方、多くの中心市街地は厳しい状況。これは、顧客・消費者ニーズからの乖離といった取組面の問題と「まち全体の郊外化」といった環境変化が原因。

2. 現行施策の評価

現行施策は都市機能の適正立地と中心市街地の活性化等に係る取組が一体的に行われておらず、中心市街地衰退化の歯止めとして必ずしも機能していない点が指摘されているところ。

3. 今後の中心市街地活性化策の方向

人口減少社会に向け「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。

様々な都市機能の市街地集約

都市計画体系について、以下の方向で制度見直しされることを期待。

- ・ 郊外に行くほど規制が厳しくなる体系への移行
- ・ 大型店のみならず都市機能全般を視野に入れた見直し
- ・ 周辺市町村への影響に対応するための広域調整の仕組みの導入

中心市街地のにぎわい回復

- ・ 「選択と集中」による重点的な中心市街地支援。
- ・ 商業機能のみならず、都市機能全般の強化に向けて、総合的なタウン・マネジメント体制の構築。
- ・ 商業活性化等に向けた取組を推進するための支援等も重要。

市街地集約とにぎわい回復の一体的推進のため中心市街地活性化法を改正

- ・ 支援対象の拡大と商業機能の更なる強化に向けた措置
- ・ 基本計画の実効性の向上に関する措置
- ・ タウン・マネジメント活動の機能強化に係る措置
- ・ 基本法的制度としての位置づけ